

第 8 2 号 議 案

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 都市計画事務の部 22 の 8 の項から 22 の 10 の項までの規定中「第 18 条第 20 項」を「第 18 条第 29 項」に改め、同部 22 の 11 の項から 22 の 15 の項までの規定中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同部 22 の 16 の項中「第 18 条第 24 項第 1 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）の一部の施行による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため